

良心の務めとしての 反フェミニズム論



良心の務めとしての反フェミニズム論

Kentarou Ichimura.

【目次】

| | | |
|-----|---|--------|
| 1 | 現実的なものは、理性的なものとは限らない（現実と理性は同一ではない） | ・・・ 4 |
| 1-1 | 個人としての人間は無知である、という言葉が真に意味すること | ・・・ 4 |
| 1-2 | 知らないこと、知り得ないことへの対処方法は、行動ルールに従うことである | ・・・ 7 |
| 1-3 | 道徳は、行動ルールの伝統に属するものであり、理性の結論ではない | ・・・ 9 |
| 2 | 文化は、学習された行動ルールの伝統であり、理性的設計の産物ではない | ・・・ 11 |
| 2-1 | 人間的価値は、二種類（2項）ではなく、三種類（3項）に分類される | ・・・ 11 |
| 2-2 | 文化的な男女の性別は、行動ルールの伝統であり、理性的設計の産物ではない | ・・・ 12 |
| 2-3 | 文明社会の人間は、無制限の自由や無制限の多様性を持ち得ない | ・・・ 13 |
| 2-4 | 真理の相対性や価値の多様性は無制限ではあり得ず、存在範囲は限定される | ・・・ 14 |
| 3 | 真の個人主義と家族（中間組織）の重要性について | ・・・ 15 |
| 3-1 | 真の個人主義は、家族（中間組織）の必要を肯定する | ・・・ 15 |
| 3-2 | 大きな社会の自生的秩序は、人口の増大によってのみ維持し得る | ・・・ 17 |
| 4 | 差異あるもの（不平等）として生まれる人間の“法の下の平等” | ・・・ 18 |
| 4-1 | すべての人間は、生まれながらにして、不平等である（差異を持って生まれる） | ・・・ 18 |
| 4-2 | 偽りに満ちた日本国憲法第二十四条は廃棄し、家族保護条項の創設が必要である | ・・・ 21 |
| 4-3 | 男女共同参画社会基本法も、即座に廃止しなければならない | ・・・ 22 |
| 4-4 | 男女平等政策の帰結（真の狙い）は、日本国における共産主義革命である | ・・・ 23 |
| 4-5 | 世界フェミニズム革命は、人間の改造・社会の改造による世界共産革命である | ・・・ 24 |
| | 【参考資料】 | ・・・ 26 |
| | 1. 「矛盾」という用語の定義について | ・・・ 26 |
| | 2. 区別（distinction）と差別（discrimination）について | ・・・ 27 |
| | 3. 男女の性差に関する科学的事実について | ・・・ 28 |
| 5 | 自然人の人権（人間の諸権利）と文明人の諸権利とは両立不可能 | ・・・ 29 |
| 6 | 結び | ・・・ 32 |
| | 【引用文献一覧】 | ・・・ 35 |

「英国憲法は、幾多の時代にわたる大勢の人々の思索の成果であり、皮相な知力によって評価されるべき単純で浅薄な事物ではない。自分の時計を無造作に分解するほどには愚かでない無知な人でも、別の外観、重要性、複雑さを備え、全く異なる歯車、バネ、釣り合い、作用反作用の力から構成される道德機構ならば、意のままに、間違うことなく分解し、組み立てることが可能だと信じて疑わないものである。人間は、自分が理解できない物事に軽々しく手を出す行為がどれほど不道德なことであるかにほとんど気付かない。彼らの欺瞞的な善意は、彼らの思い上がりに対するどんな弁解理由にもならない。真に善意から行為しようとする者は、他者に害を及ぼす行為を慎まなければならない。」

-----Edmund Burke, “APPEAL FROM THE NEW TO THE OLD WHIGS.” (注1)

1 現実的なものは、理性的なものとは限らない（現実と理性は同一ではない）

誰でも人生が常に順風満帆に進んで行くわけではない。例えば綿密に計画を立て、努力して勉強したつもりでいても、学業成績が上がらないこともあるし、受験に失敗して悔し涙を流すこともある。恋する相手に自分の思いを伝えようと事細かに心の内を手紙にしたのに、あまりにあっさりとふられてしまい絶望することもある。就職や結婚などが自分の理想や計画からかけ離れていると感じられて戸惑うこともある。健康管理には十分気を配っていたつもりなのに、思いもよらない病気を告げられたり、ある日突然身内や知人の事故や死の知らせを受けたりして悲しみに暮れることもあるかもしれない。このように、人生で起きる多くの出来事は、自分がどんなに理性的、合理的に行動していたとしても、必ずしも自分が意図し、計画したとおりに行かないものである（但し、誰しも、理性的、合理的に行動しようと努めることは極めて重要なことであり、私は決してそれを否定するものではない）。

とは言え、私たち人間が、数十年から百年弱に及ぶ人生という大海原を可能な限りうまく航行するためには、不完全であるにしても何らかの海図や羅針盤が必要である。この必要に対処すべく人類は長い年月をかけて、行動ルールの伝統---その諸形態が慣習、法、道徳、諸制度などである---と理性的知識とを学び、伝え、蓄積してきたのである。

この行動ルールの伝統と理性は、それぞれの役割を担いながら、相互に補完しつつ、人間の行動をより好ましい結果（の方向）へ導くために必要不可欠な行動指針なのである。

それ故に、本論文の主旨は、理性の時代あるいは科学主義の時代と言われる現代においても、我われ人間は行動ルールの伝統の重要性を軽視、過小評価して、勝手気ままに改廃してよいと考えるのは誤った危険な思想・行為であることを読者にしっかりと理解してもらうことにある。

1-1 個人としての人間は無知である、という言葉が真に意味すること

これから人間の行動に関して本能、道徳、および理性の果たす役割を考察していくためには、「人間は無知である」、あるいは「人間は自分の無知を知ることが重要である」、という古来の格言が意味することを正しく理解する必要がある。

実はその正しい意味とは、人間の知識は諸個人に分散（化）してのみ存在し得るという事実にある（これは、ノーベル経済学賞受賞の経済学者であり、自由主義の偉大な政治哲学者であったF・A・ハイエクの洞察である）。

すなわち、社会を構成する各々の個人が持ち得る知識は、社会が全体として持っている知識の総量のほんの一部にすぎないという事実にある。逆に言えば、特定の個人---それがいかなる天才であろうとも---や特定の人間集団が、社会全体に分散して存在している知識の総量を単独（集団）で所有することなど事実としてできない（あり得ない）、ということである。

理性主義や科学主義という思想が蔓延る現代に生きる人間が、個人は単独ではいかに何も知らないか（知り得ないか）という事実を理解するのは容易なことではない。

この事実の正しい意味を知る方法として、ここではノーベル経済学賞受賞の経済学者であるミルトン・フリードマンの著書『選択の自由』の一節を（少し長い）引用するのが最も

有効であろうと思われる。

ミルトン・フリードマン曰く、

『吾輩は鉛筆である』と題する愉快的な物語がある。この物語は、自発的な交換のおかげで、何百万人といった人々がどんな具合に協同することができるかを、生き生きと描き出している。物語の作者レオナード・E・リードさんは、《鉛筆---読み書きができる人なら、大人でも男の子でも女の子でも、みんながよく知っているあの普通の鉛筆》の口を借りて、この物語を書きつづっている。その書き出しが途方もない。物語の冒頭で、鉛筆君は、《私をどうやってこしらえるのか、**知っている人は誰もいない**》と、われわれにはとても信じられない宣言をする。その上で、一本の鉛筆をこしらえる過程において、次から次へと発生していくすべてのことを、リードさんは説明している。まず最初に、《カリフォルニア州の北部やオレゴン州に生えている一本の真っすぐなヒマラヤ杉》が、材料の材木となる。この木を伐採して、鉄道の引き込み線があるところまで材木を運んでいくためには、《のこぎりやトラックやロープや、その他にも**数えきれないほど**多様な道具や用具》が必要となる。《のこぎりや斧やエンジンをこしらえるためには、鉍石を採掘し、鉄鋼をこしらえ、これらをさらに精錬し精製しなければならない。重くて強いロープをこしらえるためには、麻を栽培し、麻の繊維をつくり、その他**あらゆる必要な過程**へと、これを通過させていかななくてはならない。材木切り出し小屋のためのベッドも必要となるし、食事場もこしらえなければならない。・・・それどころか、働いている人々がそこで飲むコーヒーのどの一杯でも、これをこしらえるためには、まったく**知られることがない何千人もの人々**が、**いろいろな形**で関係しているのだ》と、リードさんは説明する。このように、材料となる材木の切り出しのためだけでも、実に多くの人々の**数えきれないほど多様な技術やウデ**が、入り込んでくる。

リードさんはさらに、材木が山から製材所へと運ばれて製材され、さらに産地のカリフォルニア州から個の鉛筆君が製造されたウィルクスバリーへと運搬されていく過程も、説明している。ところでここまでの物語では、まだ鉛筆の外部の木部に関する事しか説明していない。では鉛筆の中心部にある鉛芯は、最初から鉛芯だったかといえば、実は全くそうではない。それはセイロン島で採掘される黒鉛が、そのそもそもの始まりだ。その黒鉛が**数多くの複雑な過程**を経た後で、ようやく鉛筆の中心になる鉛芯となることができる。

鉛筆の片方のはじっこ近くにある金属部分---金環---は、真ちゅうだ。リードさんは、《亜鉛や銅を採掘し、またこうして採掘された自然の原材料から、ピカピカに光った真ちゅう板をこしらえる技術やウデをもった人々。こういった**すべての人**のことを、まあ考えてもごらんなさい》と言う。

消しゴムとして知られている部分は、この業界では《プラグ〔詰め物〕》と、通常呼ばれている。この消しゴムを、普通の人々はゴムそのものだと思い込んでしまっている。ところがリードさんによると、ゴムは、消しゴムのいろいろな成分を凝固させ弾性あるものとするためだけのものではない。消しゴムで《消す》ことができるのは、旧蘭領東インド〔現インドネシア〕から来た菜種油を塩化硫黄と作用させ、それでできるゴム様生成物《ファクティス》のおかげだというのだ。

こういった説明がいろいろとなされた最後に、鉛筆君は改めてこう宣言する。《どうですみな

さん。これでも、この私をどうやってこしらえるかを**知っている**人はこの地球上に一人もいないという、私の主張にまだ挑戦してみたいと思う人が一人でもいらっしゃいますか」と。(注2)

ミルトン・フリードマンは続けて言う。

「鉛筆を生産する過程に加わった**何千人もの人々**の、どの一人をとってみても、その人がその人の分担分の仕事をしたのは、鉛筆が欲しかったからでは決してない。その何千人もの人の中のある人々は、この世でそもそも鉛筆なるものを見たこともなければ、鉛筆が一体何のためのものなのかさえ**知らない**かもしれない。たとえそうではなくても、**何千人もの人々が**鉛筆生産のため、**それぞれなりの仕事**をしたのは、それぞれなりに欲しいと思った他の財貨やサービスを手に入れるための手段の一つとしてだったのだ。彼らが欲しいと思った財やサービスは、鉛筆を欲しいと思い、鉛筆を手に入れるためのお金を稼ぎ出そうとして、我われが生産したり提供したりしている可能性が大きい。我われがお店へ行って鉛筆を買うときには、いつも我われは何千人もの人々が鉛筆生産のために寄与したサービスの極小部分と、我われ自身が提供したサービスの小部分とを交換しているということだ。

それにしても、もっと驚くべきことは、そもそも鉛筆なるものが、**チャンと生産されている**という、この**事実そのもの**だ。鉛筆の生産に関係したあの**何千人もの人々**に対して、誰かが中央集権的な本部にいて、いっせいに命令を下しているというわけでは**決してない**。このように、そもそも命令が下されていないのだから、命令が貫徹されるように強権を振っている憲兵が、一人でもいるわけがない。しかも、あの**何千人もの人々**は、**あちらこちらの諸国**に住んでいて、**異なった言語**をしゃべり、いろいろな**違った宗教を信仰**しているだけでなく、ひょっとするとお互いに憎悪しあっている可能性さえある。そうだというのに、このような相互間の相違は、鉛筆を生産するためお互いが協同するのに、何の障害にもなっていない。**どうして、こんなことが可能なのだろうか**。この疑問に対して、アダム・スミスが二百年も前に、答えを与えてくれている。」(注3)

この鉛筆君の物語は、アダム・スミスの著書『諸国民の富（国富論）』における「見えざる手」の鉛筆版と言える。アダム・スミスの「見えざる手」は、人間社会の経済的分業の叙述として良く知られているが、実際にはそれを遥かに超える意味が含まれている。そのうちの 하나가、「知識の分散化」なのである。

1本の鉛筆を生産するための知識や技術やウデなどは、その生産過程に携わる多くの諸個人に分散して存在しているのであって、どんな特定の個人も（一国の政府でさえ）その全てを知ってはいないし、知り得ない。また、鉛筆の生産過程に直接的または間接的に関わった諸個人は、自分の請け負った仕事が生産のために必要とされた事実すら知らない場合があるし、鉛筆の生産工程に携わった自分以外の人々がどこの誰なのかには関心がないかもしれないし、実際全く知らないかもしれない。さらに、驚くべきことは、どこかの中央指令本部にいる統括者が鉛筆の生産工程全体を管理して指令を発しているわけでもないのに、市場の原理によって個々の分業が繋ぎ合わされて、鉛筆が実際に出来上がっていくのであるが、

そのような自生的秩序が形成される仕方の詳細部分まで誰も知ることはない。

このように、自分の目の前のたった1本の鉛筆に関してさえ、我われはその背後に隠された事実をほとんど何も知らないのである。それ故に、自分が住む世界のすべての事物やその背後で営まれているすべての事実を知ること（経験すること）など決して誰にもできないのである。真に理性的な人であれば、この事実を謙虚に受け入れるはずである。

人類の文明の発展は、個人が単独で持つ知識量の増大によるよりも、社会全体として所有する全知識量の増大（蓄積）と個人によるその活用の拡大とによるのである。

このことに関するハイエクの次の説明は極めて明快である。

ハイエク曰く、

「何百万人も人間が作用し合い、周知の文明を発達させてきた、大きな社会または開かれた社会では、（原始社会の小集団と比べて）状況は一変する。経済学はそうした状況が内包するく分業>を長い間強調してきた。しかし、経済学は知識の分散化を、つまり、社会の各構成員は全員によって所有されている知識のほんの一部しかもちえないことを、したがって各人は社会の営みの基礎になっている事実の大部分について無知であることを、分業ほどは強調してこなかった。しかし、あらゆる進歩した文明のはっきりした特徴をなしているものは、ある一人の人が持ちうるよりも遥かに多くの知識の活用であり、したがって一人一人にとってはその大部分の決定因子のわからない一貫した構造の範囲内で各人が活動しているという事実である。

文明社会において、個々人が差し迫った物質的ニーズの単なる充足よりも遥かに広範囲の目的を追求する能力を持ちうるのは、その個人が獲得しうる知識がより大であるためというよりも他人の知識からうけとる利益がより大であるためである。事実、一人の<文明>人は非常に無知かもしれず、多くの未開人よりも無知であるかもしれないが、それでも彼は自分の住む文明から多大の利益を得ていることであろう。」（注4）

1-2 知らないこと、知り得ないことへの対処方法は、行動ルールに従うことである

ある環境（状況）において、自分の目的を達成したい場合に、何をすればよいか、または何をすべきでないかを知るためには、行動と結果の因果関係を理性的に分析することよりも、過去に同様の環境で生じた多くの人々の行動--結果の反復経験から得られた規則や傾向（但し、これは極めて長い年月をかけた人類の試行錯誤の努力の結果として形成されるものである）に従うことの方が有益である場合が多い。

この場合に重要なことは、なぜそのように行動することが有益な結果を生むのか---人間集団の場合であれば、なぜそのような行動のルールに従うことが集団にとって有益であり正しいのか---を、我われは因果関係を理性的に分析することなしに学習するというのである。

人間の行動にとって、こうした無数の反復経験による行動ルールを学習することが極めて重要になる理由は、上述の鉛筆君（「見えざる手」）の事例で考察したとおり、人間が様々な環境において行動する場合、「知っているわずかな事実」と「知らない（知り得ない）多くの事実」の両方に対処する必要があるからである。とりわけ、「知らない（知り得ない）事

実」に対処しなければならない場合には、「理性」すなわち行動--結果の因果関係の理性的分析だけに頼ろうとすれば、人間は必ず対処不能に陥るのである。

ある環境において、そのように行動することがなぜ正しいのか（なぜ良い結果を生む傾向性や確実性が高まるのか）を理解することなしに、無数の個人の行動の反復経験から学習されたルールが、実際にそれを経験した個人から離れて、〈環境-行動-結果〉の行動ルール一覧表---それは、必ずしも言葉や文字で表現される必要はない---として、同じ集団のすべての構成員の間で共有されるようになり、次世代に継承され、学習されて習慣化し、さらに長い年月を経て他の集団間に広がり、慣習、（不文・明文の）法、道徳、および諸制度などの諸形態をとりながら、文明社会の「行動ルールの伝統」すなわち「文化」が形成されて来たのである。

また、行動ルールの一覧表が継承されつつ、さらなる改良や改善が不断に加えられていく過程で、その中に、未来の事象を予測したり、予測される事態に前もって対処することを可能にしたりするようなモデルが含まれ始めた時、環境--行動--結果に関する理性的な因果分析と説明をする必要が生じ、「理性」が出現したのである。

すなわち、行動ルールの伝統の大部分は、もともと人間の無知への対処の必要から生じ成長して来たものであるから、その諸形態としての慣習、法、道徳、および諸制度の明瞭明晰な合理的起源や形成過程や存在理由を説明できないのは必然的帰結なのである。そうであるのに、そのことを根拠として、行動ルールの伝統は不要であるとか、それが人々の合意によって形成されたものではなく、支配者の権力の恣意的設計物の強制にほかならないなどと決めつける風潮は、理性の時代が導いた傲慢な誤謬と言えよう。

また、行動ルールの伝統の歴史的な成長、すなわち「文化的進化」というものは、文化の進化過程とは独立して発達した人間の理性が、文化それ自体よりも先行して存在（完成）し得て、その理性が意識的に文化的進化を導いたと考える設計主義的理性の概念も誤りである。行動ルールの伝統（文化）と理性とは、相互に同時的に発展し、影響を与え合う過程の産物（結果）なのである。

このように、文化的諸制度は、大抵の場合、特定の誰かの理性（意図）に導かれて合理的に設計された産物ではない。

現実の世界について人間の持ち得る知識は、本能--行動ルールの伝統--理性の各々の中に、役割分担され、相互に作用しつつ蓄積されて来たものであるから、「現実的なもの（知識）は、理性的なもの（知識）とは限らない（理性と現実は同一ではない）」と言うのが正しい事実なのである。

以上を簡潔にまとめると次のように言うことができる。

人間の慣習、法、道徳、および諸制度などの「行動ルールの伝統」は、本能による行動を超えてしばしば本能と対立する行動指針であり、かつそれは、理性によっては設計・構築し得ない範疇にあるにもかかわらず、人間にとって極めて重要な行動指針を構成しているのである。

ハイエク曰く、

「どう行動するかを学習することは、洞察や理性、そして知性の産物であるというよりも、それらの源泉である。人は賢く、合理的に、そして善く生まれるのではなく、そうなることを教えられなくてはならない。人間の知性が道徳をつくったのではなく、むしろ道徳に制限された人間の相互作用が、理性とそれに関する諸能力の成長を可能にするのである。人間は学習すべき（行動ルールの）伝統---本能と理性の間にあるもの---があったから知的になったのである。ひるがえって、この伝統は（諸環境の）観察事実を合理的に解釈する能力ではなく、それに応答する習慣（反復行動）から生じたのである。まず第一に、それ（伝統）は人に対して、（未来に）何が起こると期待（予測）すべきかよりも、むしろ一定の条件下（現前の環境下）で何をなすべきか、あるいはするべきでないかを教えるのである。」（注5）

つまり、ハイエクが言うように、慣習、法、道徳、および諸制度などの「行動ルールの伝統」すなわち「文化」は、教えられて、学習しなければならないものなのである。

1-3 道徳は、行動ルールの伝統に属するものであり、理性の結論ではない

実際に、現代にまで伝えられてきた慣習、法、道徳、言語、家族、通貨、市場などの諸制度の多くは、誰かの理性的設計による産物ではなく、行動ルールの伝統の諸形態として形成されたものである。そして、こうした行動ルールの伝統は「人間行為の結果であるが、人間的設計の結果ではない産物」と定義され、「自生的制度」とか「自生的形成物」と呼ばれている。また、これらの伝統の自生的な形成・成長過程は、決して直線的かつ速やかな過程であったわけではなく、連続的な試行錯誤を繰り返す長期にわたる漸進的な過程だったのであり、過去のすべての祖先たちが意識的に、または無意識的に参与して形成してきた財産なのである。だから、それは第一に、敬意を払って守るべきものであり、第二に、改良・改善すべきものであり、第三に子孫に継承すべきものであるが、決して蔑視して捨て去る選択肢はないのである。行動ルールの伝統には、どんな個人にも知り得ないが、それをただ遵守することによって、人々の様々な目的追求に効果的に実際に役立っているような祖先たちの経験の智恵が凝縮しているのだから。

さて、少し余談になるが、行動ルールの伝統と物理法則の大きな違いは何であろうか。大きな複雑な社会---有意に相互依存的な変数の数が非常に多く、実際に個別に観察される変数がその中のほんの一部にすぎない複雑な世界---における人間の行動とその結果を予測する場合に人間にできることは非常に限られている。

つまり、知らない、または知り得ない要素が非常に多い複雑現象においては、物理学の方法のように、特定の時間や場所における特定の出来事を具体的かつ精密に予測することは難しく、実際にできることは、特定の行動の予期すべき結果（現象）の「範囲を限定すること」や、ある特定の行動によっては「決して起こり得ない特定の結果を指摘したりする」だけの「原理説明」に留まらざるを得ないということにあるのである。

しかし、このような「原理説明」だけであっても、人間の行動指針としては大変有益なものなのである。

おそらく、行動ルールの伝統の多くには、この原理説明的な行動指針が蓄積、内包されているために、理性的な明晰さでその有益性の詳細を理解できずとも、経験的、感覚的にその有益な傾向性を悟ることができたので、祖先から学んだ行動ルールの伝統を尊重し、子孫へと伝達することができたのであろう。

次のハイエクの説明は、身の回りの単純な事柄についての記述であるが、非常に鋭い洞察であると思う。

ハイエク曰く、

「われわれは通常、現象が起こる可能性をかなり厳密に限定する言明のみを予測と認める傾向にあり、さらに<月は明日の5時22分16秒に満月になる>といった肯定的予測と、<明日は満月ではない>といった単なる否定的予測との間に区別を設ける傾向にある。しかしこれは程度の違いでしかない。記述された時空の範囲で何を発見するか、あるいは発見しないかについてのどんな言明も、一つの予測であって非常に有益でありうる。その旅程には水がない、という情報は実際のところ、何があるかについてのたいていの肯定的な言明よりもずっと重要でありえる。われわれが見出すものについて、はっきりとした一つの特性を明示せず、ただ選言的にxまたはyまたはzのいずれかを見出すだろう、と述べるだけの言明であっても、予測と認めるべきだし、重要な予測であり得る。起こるかもしれない事象の範囲から、想定可能な事象すべてのうちのわずか一つを除外する言明であっても、予測として欠けることなく、だからこそ偽であると分かることもある。」(注6)

次のような古来の道徳(美德)の教えも、祖先が経験から得た行動とその結果の傾向性に関する原理説明の教えであると考えれば、あらゆる具体的環境における具体的結果を説明する必要もなく、美德の教えの正しさが直観できるのではないだろうか。

- 嘘を付いてはいけない。正直でありなさい。
- 親は大切にし、親の言い付けは守りなさい。
- 人への思いやりの心を持ちなさい。
- 辛抱強くなりなさい。
- 人との約束は守りなさい。
- 友人には親切であり、お互いに助け合いなさい。
- 行儀良くしなさい。
- 家族・親戚を大切にしなさい。
- 兄弟姉妹は仲良くしなさい。
- 夫婦は互いにいたわり、仲良くしなさい。
- 男性は強く勇敢でありなさい、女性は優しく温和でありなさい。

(女性は、本能的・生物学的に子供を産み育てる機能と役割を持ち、その間男性は家族に衣食住の調達し、外敵(他者)から家族を守る機能と役割を持つ。そのために必要となる性質や特徴の傾向性を言葉で表現したものにすぎない。女性を支配するために、男性の誰かがこの道徳の教えを理性的に設計し女性に押し付けたのだ、と考えるのは、自然の摂

理に反するし、行動ルールの伝統に関する無知による誤謬である。詳細は後述する。)

- 人から受けた恩は、忘れないようにしなさい。
 - 弱い者、生き物をいじめな。
 - 臆病であるな、勇気を持とう。
 - 物や食べ物を粗末にしてはいけない。
 - 人の迷惑になる行為は慎みなさい。人を欺くことはしてはならない。
 - 自分が他者からしてほしくないことは、他者に対してもしないようにしなさい。
- 等々。

繰り返しになるが、我われの誰もが、こうした道徳行為をする方がしないよりも望ましい(良い)、と容易に理解可能なのは、それが特定の時間や場所における特定の出来事を具体的に予測するからではなく、個々の道徳(美德)の教えの中に、一定の有益な傾向を生む行動原理が、既に祖先の発見によって織り込み済みだからである。

すなわち、道徳(美德)は、行動ルールの伝統に属するものであり、理性の結論ではないのである。

ハイエク曰く、

「ある特定の時点で起こると思われる具体的な出来事を示すのではなく、ある範囲内か、あるタイプの複雑体内で起こると思われる出来事の種類の種類だけを示す理論が果たす役割を記述するにはおそらく、予測というよりむしろ方向づけ〔オリエンテーション〕>という用語を使った方がよいだろう。そういった理論は、何を予期すべきか正確には教えてくれないが、我われの住む世界をもっと身近なものにしてくれる。というのも、少なくとも一定の不測事態が排除されるおかげで、失望させられることがないだろうという信頼をより強く持って活動できるからである。そのような理論によって、われわれは少なくとも一般的な意味において、出来事がそれぞれどのように整合しているかを語り、それらを一貫した一枚の絵に構成できるので、その世界の出来事は意味をなすことになる。われわれには起こりうることを正確に特定できるどころか、その可能性すべてを列挙することすらできないが、観察される一つ一つのパターンはそれぞれ、それ以外に何が起こり得るのかの可能性を限定するという意味で意義を持つのだ。」(注7)

2 文化は、学習された行動ルールの伝統であり、理性的設計の産物ではない

2-1 人間的価値は、二種類(2項)ではなく、三種類(3項)に分類される

人間的価値は、「遺伝学的に決定されるもの」と「理性的設計によって産み出されるもの」の二種類(2項)---すなわち「非合理的なもの」と「合理的なもの」の二種類(2項)---のみに分類できるとする考えは誤謬である。

なぜなら、これまでに述べてきたとおり、学習によって身に付けるべき「行動ルールの伝統(道徳や諸制度などの文化)」(第3項)が「本能」と「理性」の間に存在し、人間はこれなしでは行動可能に陥るからである。

ハイエク曰く、

「文化は自然的なものでも人為的なものでもなく、また遺伝的に伝えられたものでも、合理的

に設計されたものでもない。それは学習された行動ルールの伝統である」(注8)

「今日、人間を他の動物から区別するのは、人間だけが経験してきたこの文化的進化である。」
(注9)

「精神は、・・・個人がその遺伝的な装備〔例えば、一定サイズと構造を持つ脳〕に後押しされて、成長するにつれ、遺伝的に伝達されるのではない伝統の産物を身に付けることでその家族や年配者たちから習得するものなのである。・・・個人の成長する環境によって形成される精神は、ひるがえって彼らの依拠する伝統の維持、発展、豊かさ、そして多様性を条件づける。主として家族を介して伝達されることによって、精神はコミュニティの新参者が各自詮索しうる多彩な共時的潮流を維持するのである。このような文化的伝統を利用する機会を逸した個人は、はたして精神を持つとさえ言えるのか、そう問われるのももっともなことである。」(注10)

2-2 文化的な男女の性別は、行動ルールの伝統であり、理性的設計の産物ではない

このように、人間行動における本能(遺伝)--行動ルールの伝統(文化的進化)--理性の働きの関係を正しく理解するなら、「文化的・社会的に形成される男女の性別」と定義されるジェンダー(gender)が「教えられてはならない」とか「解体されなければ(ジェンダー・フリーにしなれば)ならない」とかいう教義には、全く根拠がないことが分かるだろう。

なぜなら、人類は、生物学性別(sex)としての遺伝的・本能的に授けられた男女の差異(性別)とその機能に接木する形で、行動ルールの伝統(文化的進化)としての社会的・文化的な性別による役割分担を形成し、それを次世代に継承し、学習していくことによって、文明を進化・発展させることが可能になったのだから。

文化の継承の否定は、人類の歴史的・文明的な進化の歩みの全否定であり、行動ルールの伝統としての性別役割の、単なる本能的な性別機能への還元作業であり、ルソー的な原始社会(野蛮)への回帰願望にすぎない。

男らしさ(男性性)や女らしさ(女性性)という男女の特性の概念は、生物学的・本能的な性別から生じる自然な男女の機能を基礎として、それに接木する形で、文明社会の進化と歩調を合わせながら発展させて来た男女の役割分担を、次世代に伝達し学習させるために、その特徴や傾向の一部を言葉で明示的に表現したものにすぎない。

また、行動ルールの伝統(文化)の進化・発展は、誤り易い人間の試行錯誤の試みの過程であるから、過誤や行き過ぎの可能性もあるゆえに、常に改良・改善していく余地はあろう。

しかし、そうであるとしても、文明社会における行動ルールの伝統としての男女の社会的・文化的性別とその役割分担を、「すべて誤りである」とか、「教えてはならない・存在してはならない」とか、「それは、男性が女性を支配するために、女性に押し付けたものである」とかいう誤った理屈を根拠にして、「それを無くしてしまふべきだ」とか「男女の役割分担を構成する諸制度はすべて撤廃(あるいは中立化)するべきだ」とかいう結論には決してならないはずである。

近代の理性主義(設計主義的合理主義)や科学主義の暴走によって、人間社会の諸問題に対して理性が果たすべき役割に関する誤った認識が蔓延したのは事実であるが、これらの合

理主義の教義が、男性を合理的なもの、女性を不合理なものとして規定したために、誰かが社会の諸制度、法、道徳などの中に、男女の性別の役割分担を設計主義的に発明、導入したと見なす歴史観は誤謬である。

なぜなら、男女の性別の役割分担は、決して理性の結論ではなく、本能的性別機能に接木された行動ルールの伝統の結果であって、人間の理性的設計によって構築できるような範疇にはないからである。

それ故に、行動ルールの伝統としての男らしさ（男性性）と女らしさ（女性性）の区別や役割分担を、男女の優劣化や序列化を意図して、誰かが理性的設計によって構築することなど万が一にも不可能である（唯一、神を除いては）。

このように、行動ルールの伝統は人類の真実的な価値であるから、蔑視して廃棄すべきであると吹聴するのではなく、それを尊重して大切にすべきであると教えることが、文明的人間の義務なのである。

また、言語（言葉）は、文明の自生的形成物の典型的事例であるから、誰かが、意図的に、言語を操作することによって、女性を男性より劣ったものに貶めるジェンダー・アイデンティティを社会に確立したのだ、という言説にも真実性などないと言える。

2-3 文明社会の人間は、無制限の自由や無制限の多様性を持ち得ない

文明社会の人間は誰でも、行動ルールの伝統としての文化（慣習、法、道徳、および諸制度など）の中に生まれ落ち、その文化の中で、本能---行動ルール---理性のすべてを学習しながら、それらを適材適所で可能な限りうまく使用するように努めながら、手探りで人生という長い道のりを歩んで行くものである。

つまり、どんな人間でも本能と行動ルールの伝統の助けなしに理性のみを道標にして生きることにはできないし、行動ルールの伝統と理性の助けなしに本能のまま自由奔放に生きることなど決してできない。もちろん、本能と理性の助けなしに生きることもしできないのである。

もし人間本性に関するこの否定できない事実をありのままに承認する良識人ならば、完全な理性的人間から構成される社会とか、本能的欲求に対する外的な制限や抑制を全く受けずに行動できる自由奔放な自然人で構成される社会とかは、自然の摂理が定める人間本性が、劇的に変化しない限り到来することはあり得ないことを容易に理解するであろう。

例えば、文明社会の政治的諸制度の下における人間の自由の要求は、本来、既に行動ルールの伝統（慣習、不文・明文の法、道徳および諸制度）として黙約済みで公知となっている安全な個人領域の「保護」を統治（者）に要求するものであって、既に公知となっている行動ルールの黙約から生じている行動の制限やルールの遵守義務からの「解放」を要求するものではない。語るまでもなく、当然のことではないか。

行動ルールの伝統が、社会の構成員の使用しうる「手段」の範囲を等しく制限・限定することによって、各人が自由に追求できる「諸目的」の範囲が拡張し多様化することを人類は無数の試行錯誤の経験の反復から学習したのである。

それ故に、文明社会の人間は、行動ルールの伝統による制約・制限を超越して（遵守せずに）、自由や多様性を無制限に追求することはできない（許されない）のである。

人間は自由を享受するために、この世に生まれ落ちると同時に、その社会の行動ルールの伝統（文化）による行動の制約・制限を受けることになるが、これらの制約・制限のすべてを、当該社会の統治権力やその吹聴する言説の恣意的な構築物であると見なし、それ故その社会では生まれながらに自己の主体性が疎外されていると悲観的に信じ込むのも愚かである。

共産ロシアのような全体主義体制の下に生まれた不幸な人々ならば、確かに生まれながらに「抑圧」や「人間疎外」の状態にあると主張するのは正当であろうが、幸運にも自由社会に生まれることができた人間が、その社会の行動ルールの伝統（文化）に行動を制約・制限されることに対して、そこへ生まれ落ちた本人が文化に対して自分の意思や合意や了解を与えていないという理由で、その行動の制約・制限を「抑圧」や「人間疎外」と見なし、行動ルールの伝統（文化）が完全に除去されない限り、その社会に真の自由は存在しないと妄想し、社会の解放（解体）運動に専念している人間とは、あまりに愚かである。

幸運にも自由社会に生まれ落ちた人間は、まずもってそのことに感謝することからすべてを始めるべきであろう。

2-4 真理の相対性や価値の多様性は無制限ではあり得ず、存在範囲は限定される

カール・ポパー（科学哲学者）によれば、物理学は仮説--演繹システムであり、理論の一般法則から導かれる諸結論は、本質的には禁止の性質を持ち、理論は特定の種類の出来事が起きることを禁止するのであって、確定的に実証されることはない。そして、科学的真理とは理論の誤りを反証しようとする検証（テスト）が繰り返され、反証が不成功に終わる毎に、理論の真実性が高められて行く過程にすぎない。

また、ハイエクによれば、複雑現象を扱う社会科学などの理論では、起こりうる現象の範囲を限定する「原理説明」が可能な最善の手段であるが、これもある種の禁止則を規定するものである。

すなわち、たとえ絶対的な客観的真理というものが確定できないとしても、理論の導く具体的な諸結論が、無制限の多様性を持つことはなく、必ず一定の範囲内に存在を限定されるのである。「真理は移行する」とか、「真理は相対的なものである」という言説が意味を持つのは、この限定された範囲内においてのみであろう。

物理学に代表される理論科学であれ、社会科学が扱う行動原理（道徳原理）であれ、絶対確実な客観的真理の特定はできないとしても、真理性の取りうる範囲を限定（制限）すること自体がある種の規則性を与えるために、人間社会にとって非常に有益なのである。

カール・ポパー曰く、

「われわれは、何が起こるのか予測ができないほど何も知らない自然的環境や社会的環境にたまたま取り巻かれると、誰でも不安になり怖れを抱くようになる。その理由は、環境に何が起きるか---例えば、人々がどのように行動するか---を予測できないと、合理的に反応することもできないからである。問題の環境が自然的なものか社会的なものかは、ほとんど関係がない」（注11）
「われわれの生活の中で伝統の演じる役目が理解可能なものとなるのは、ここ（＝何を期待すべきかいか）に進むべきかについて人々に明確な観念を与えるものの一つであること）である。われ

われが自らを適応させうる多くの秩序や規則性を社会的世界が含んでいないならば、われわれは、不安を感じ、怖れを抱き、欲求不満になるだろうし、そこで生活することはできないだろう。単にこれらの規則性が存在しているということだけでも、おそらく、その特定の利点や欠点以上に重要であろう。それは規則性として必要なのである。したがって規則性は、他の点で合理的か、必然的か、善いか、美しいか等々にかかわりなく、伝統として伝えられる。社会生活には、伝統に対する必要性が存在するのである。」(注12)

3 真の個人主義と家族（中間組織）の重要性について

3-1 真の個人主義は、家族（中間組織）の必要を肯定する

人類は、数千年の文明の歴史---人類の祖先が狩猟や採集をする小さな群れで生活していた時代も含めると百万年以上の歴史---を通じて、本能--行動ルール of 伝統--理性を発達させながら、徐々に大きな社会を形成してきた。そして大きな社会において諸個人は広範囲に分散して生活しながら、行動ルールの伝統を守ることで、社会の秩序を形成・維持し、その秩序があつてこそ、個人の諸目的を自由に追求することができ、また適切に理性を用いることにより目的追求のための諸手段を拡張できることを学習して来たのである。

しかし、大きな社会で生きる人間でも、単に大きな社会の一員であるのみならず、同時に様々な小規模の自発的組織（すなわち「中間組織」）の一員でもある。文明社会は、こうした諸個人と中間組織が織り成す重層的で複雑な秩序を構成しているのである。

そして文明社会の自生的秩序が持つこの重層的な複雑構造が、諸個人に対して政府権力が直接的に行使されるのを防止する緩衝装置となり、諸個人の自由を守る役割を果たしているのである。

つまり、計画的に組織された国家と完全な合理的個人だけを实在として想定する「偽りの個人主義」ではなく、誤りやすい人間が行動ルールの伝統を遵守することから生まれる自生的諸制度（形成物）が社会の中で果たす役割を重視する“真の個人主義”は、社会内部での自発的な人間集団および人間交流が、自由秩序の保持にとって本質的に重要であると考えるのである。

それ故に、“真の個人主義”は家族の価値や中間組織の成員による自発的協働の価値を肯定し、保護すべき対象とする。つまり、裸の原子（アトム）的個人は、“真の個人主義”が想定する個人ではない。

そして家族とは、最小かつ最重要の中間組織である故に、絶対的に保護されなければならない。多くの人々が自覚していないが、家庭（家）において両親が子供たちに行動ルールの伝統を教えることを全く停止したならば、諸個人はアトム化して行き、遠からず自由は消滅してしまうのである。

家庭（家）において、子供は両親を手本として行動原則を学び、習慣を形成し、知性を磨き、道徳的に鍛錬される。両親は、子供の会話、身振り、情緒、気質などを自分の鏡として観察しつつ、自分の品位や立居振舞に間違いや過失を認めれば、反省してそれを直そうとする。愛情と義務、知性と情緒、実直さと美徳、感謝と歓喜を織り交ぜて上手く運営されてい

る家庭（家）は、家族全員にとって、最も信頼できる心の聖域であり、人生の荒波からの避難所であり、心が最も癒される休息所である。自分の家庭（家）と家族に対して抱く愛情は、地域や祖国に対する愛情と帰属感の萌芽となる。

従って、自分の幸福のためだけでなく、他者の幸福のためにも、すべての家庭（家）と家族は保護されるべき貴重な価値を有するのである。

すなわち、すべての人間の幸福に資する故に、家族は徹底的に保護される必要がある。

さて、国際政治、軍事、政治哲学、歴史、および法学その他の学問に精通され、日本国で唯一、パークやハイエクなどの世界の真正保守（自由）主義の偉人と同レベルの視点と思考で日本国および世界の動きを洞察できる大学者であると私が信じて疑わない、中川八洋 筑波大学名誉教授の著作からの以下の引用は至言である。現在の日本国民（特に、国民の利益を代表するはずの政治家たち）は、拳々服膺して聴くべきであろう。

中川八洋曰く、

「人間とは、アトムの個となれば自己の存在の意義を失い〔例外的な人間を除き〕必ずや人格を喪失する。このために人間は、他者と結合する共同体〔家族、村落共同体、同一の宗教信仰の共同体、企業などの経済的共同体…〕を不可欠とする。個人は共同体への参画において自己の意義を見だし自己の人格を維持できる。すなわち、国家とは、国民それぞれ的人格や主体性を守り保護する役割においてもこれらの共同体〔「中間組織」ともいう〕を尊重しなければならない。ナチズムのドイツやコミニズムのロシアの全体主義体制は、このことを知るが故に、国民すべてを人格喪失状態にすべく、〈中間組織〉を強制的に破壊し尽くしたのである。」（注13）

「民族の伝統や慣習は家族を土壌にしてその生命を得て、ここに宿り、またここをパイプとして次世代に継承されていく。国家の法秩序や社会規範は人為的な法令によって形成されるものでなく、それはむしろその国家全体のもつ倫理性・道徳性に支えられているものであるが、倫理や道徳とはこの家族に伝わる伝統や慣習の温室で初めて咲きうる花〔精華〕である。」（注14）

「家族の絆が拒絶され、家族を通じて訓練される歴史的な道徳の規範とか因習から、〈解放〉されたからといって、個人が自由となり自己を発見し歓喜をもって創造へと歩むことになろうとの考えは画餅である。幸福が倍加すると思うのも妄想である。逆に魂の孤独に恐怖する〈疎外〉という精神の空洞化を必ずや手にするだろう。自らの存在が〈個〉となって社会に浮遊し社会にとって無意味になっていることの無力さに絶望することになろう。自ら生きていく能力も意志も失って、自殺や精神病へと誘われていくのは、すでに統計的にも十分に証明されていよう。要は、伝統や慣習・因習を教育してくれる家族という場こそ、人生において正常に生きる指針を培ってくれる、人間として欠くことのできない最良の〈人生の学校〉である。」（注15）

「“家族からの解放”とは、個々の日本国民を家族の紐帯すらなくばらばらに解体し、赤ん坊に至るすべてを国家権力に直接さらさせる、平等な一人一人の〈個人〉〔アトム〕とすることである。子供については親子関係の紐帯から切断する、このアトム化を正当化すべく〈子供の権利条約〉が悪用されている。〈夫婦別姓〉と〈子供の権利〉で、日本の次代を担う子供たちは、親から切断されて〈孤児〉となり、日本民族としての伝統も慣習もそのすべてが継承されずに抹殺されていく。」（注16）

また、ハイエクは社会の自生的秩序(「マクロコスモス」と下位秩序(「ミクロコスモス」)の関係について次のように述べている。

ハイエク曰く、

「拡張した秩序(=自生的秩序)の構造は単に(全体としての)個体から成るのではなく、多くのしばしば重なり合う下位秩序からも構成されているのであって、下位秩序のうちでは連帯や利他主義のような旧来の本能的な反応が、たとえそれ自体ではより拡張した秩序の基礎を生じることにはできないとしても、自発的な共同作業を後押しすることによって、引き続き一定の重要性を保っているのである。我われの現在の困難の一部は、異なるルールに従い異なる種類の秩序の中で同時に生きるために、生活、思考、そして情動を常に調整しなければならないということである。我われの本能や感情的切望がしばしば願わせるように、もしもミクロコスモス〔すなわち小さな集団や群れの、また例えば家族の〕ルールを手付かずのまま野放図にマクロコスモス〔より広範な文明〕に適用しようとするれば、マクロコスモスを破壊するであろう。しかるに、もしも拡張した秩序のルールをより親密なグループ(小集団・組織)につねに適用しようとするれば、そのグループを壊滅させるだろう。それゆえ、我われは二種類の世界を同時に生きることを学ばなければならない。」(注17)

3-2 大きな社会の自生的秩序は、人口の増大によってのみ維持し得る

上述の「鉛筆君の生産過程」で見たように、人類が現在の文明の規模や便益を維持し続けるためには、社会の自生的秩序を担う諸個人の間で、知識の分散化と専門化による分業が成立することが不可欠の条件である。このことは経済における市場秩序を維持するためだけでなく、国家(社会)の治安・国防・災害に対処する態勢を維持するためにも、必要な医療・福祉サービスを維持するためにも絶対的に必要である。これに異議を唱える国民は、おそらくほとんどいないはずである。

それ故に、社会のこうした絶対的な必要を満たすためには、国家(社会)の人口総数が増大するか、最悪でも、現状の人口数が維持され続けることが必要なのは自明なのである。

ところが、現在の日本国においては、異常な事態が起こっている。

それは、近い将来に人口が激減する危機にあるのが周知となっている我が国において、「少子化でよいのではないか」とか「国家(社会)のために人口を増やすべきだ」という考え自体がおかしい」とか「国家の人口を増やすために、若い夫婦や女性一般に対して、多産を奨励するのは、戦前の軍国主義思想(産めよ育てよ)に起因する危険思想だ。また、女性差別だから発言してはならない」とかいう無根拠、非正常、無責任な主張をする人々(集団)が、国会議事堂、学校教育現場、労働組合、大学研究室、マスメディア等々の中で大手を振って闊歩しているという異常極まる事態を指す。

そして逆に、“現在および将来の日本国民が、現状の平和と自由と豊かさを保持するためには日本国の人口の増大・維持が必須である”という正しい認識を口にする真に善良な人々の方が、「軍国主義思想の持ち主だ」とか「女性差別主義者だ」とかの根拠なき猛批判に晒されて、マスメディアの前やインターネットの上で、発言を撤回させられたり、謝罪させられ

たりする始末である。

しかし、個人の言論、思想、信条、良心の自由に対して、集团的・ファシズム的な攻撃を加える自由権の侵害行為は、禁止または厳しく制限されなければならない。

後述するが、文明社会の諸個人は、自然人とは異なり、自己を自ら裁く権利も、他者を自ら裁く権利も司法権（裁判所の裁判官）に信託譲渡しており、所持していないことを、日本人は今一度思い起こすべきである。

ハイエク曰く、

「生命は自らの存続をまかなう限りでしか存在しない。人間がそのために生きるものが何であろうと、今日たいていの人はもっぱら市場秩序のおかげで生きている。我われは人口を増やすことで文明化したのであるが、同時に文明がその増加を可能にしたのである。つまり、我われは少数で未開であるか、多数で文明化されているかのどちらかでしかあり得ない。もしも一万年前の人口に減少したら、人類は文明を維持できないであろう。それどころか、たとえ既得の知識が図書館に保存されたとしても、広範な特殊化や分業に必要な仕事を果たすだけの人口がいなければ、人間はその知識をほとんど活かすことはできないであろう。（例えば核戦争などが起きて）原爆の大惨事をどこかで生き延びた一万人の人々は、書物から入手しうるすべての知識をもってしても狩猟民や採集民の生活に戻ることを免れないであろう。おそらく、その知識は人類がかかる状態に留まらざるを得ない時間の総量を短縮するであろうが。」（注18）

4 差異あるもの（不平等）として生まれる人間の“法の下での平等”

4-1 すべての人間は、生まれながらにして、不平等である（差異を持って生まれる）

人間は皆、性別、体格、知性、および気性などにおいて、さまざまな差異・不平等・区別（以下、「差異等」と記す）を持ってこの世に生まれて来る。これは古今東西の人間すべてについて妥当する“自然の摂理”である。この自然の摂理によって生じる「差異等」を根本的に変更したり、除去したりすることは、人間がどんな権力を用いても、不可能であることは論証不要の真理であろう。

つまり、すべての人間が「差異等」を持ってこの世に生まれることが真理である以上、この事実を歪曲した「仮想の平等状態」を立法化したり制度化しても、「差異等」が存在するという真理の方が、その条文や制度に適合するように突然変異して、平等社会が実現（出現）するとことなど決してあり得ないのである。

政府の権力や他者の権威への隷属を拒絶し、すべての人間が自由を享受することを尊重する社会では、政府は諸個人の「差異等」の存在を事実として承認しなければならないが、同時に、それらの「差異等」を根拠として、政府が諸個人を差別的に取り扱うことは正当化されないこともまた承認しなければならない。

自由と共存が可能な平等である“法の下での平等”の本質は、諸個人には「差異等」が存在するという事実にもかかわらず、すべての人々が平等に取り扱われるべきであるという原則にある。“人々を平等に扱うこと”と「人々を平等にしようとする事」の間には、天と地ほどの違いがあり、前者は“自由な社会の条件”であるのに対して、後者は「人々を政府権

かに隷属させる道へ導く」のである。

今日の日本国において「物質的平等」や「男女の本質的平等」を要求する人々は、建前上は、その要求の根拠を「人間の事実上の平等」という仮定に置いていないと主張するが、実際にはそうではない。

例えば、フェミニズム専門家の言説（ここで、私が「フェミニズム理論家」の「理論」と書かないのは、フェミニズムの言説で真に科学的と言えるものなど、ほとんどないと信じるからである）は、社会的・文化的な性差としての「gender」を男性が女性を支配するためにつくり出して強制したものであるとして拒否するだけでなく、生物学的性差としての「sex」でさえ、その境界がグラデーションやスペクトルのように不明瞭であると主張して生物学的性差の男女二区分法も否定する（一般性と特殊ケースを区別しない）。

要するに、フェミニストはあらゆる男女の区分を否定する「人間の事実上の平等」論の主張者である。バダンテール、マネー、デルフィ、バトラーその他の外国フェミニストの主張と、それらを論拠として引用する日本フェミニストの主張は、この見解で一致している。

しかし、フェミニストのこの主張は、科学的にも社会理論（社会形成論）的にも全く根拠のない出鱈目である。

第一に、生物学や脳科学の知見によれば、男女の生物学的性差（生殖器や脳の構造）は、胎児が母親の胎内にいる間に浴びる男性ホルモンの量によって決定されることが解明されている。また、何かの原因で胎児が浴びる男性ホルモン量が不足した場合の特殊ケースとしてゲイ、トランスジェンダー、半陰陽の子が生まれることも判明している。

つまり、生物学的な男女の性差は、胎児が母親の体内にいる間に決定する（特殊ケースの発生する仕組みも判明しており、性別の境界がグラデーションやスペクトルであるという言説は非科学・ナンセンスである）のだから、出生後の子供に社会的・文化的性差が形成されるより前に決定しているのである。

さらに、社会的・文化的性差であるジェンダーは、生物学的性差に基づく体の仕組みや化学物質、ホルモンの分泌量の影響を受け、それらと全く独立的に形成されるものではないことも科学的に判明している。ジョン・マネーのジェンダー・アイデンティティ（性自認）とジェンダー・ロール（性別役割）の言説などは、『ブレンダと呼ばれた少年』と共にとっくに破綻している。

アラン・ピース／バーバラ・ピース著『話を聞かない男、地図が読めない女』の非常に興味深い一節を引用しよう。バダンテールの「母性愛という神話」は、即否定されよう。

アラン・ピース／バーバラ・ピース曰く、

「プロゲステロンというホルモンは、母性愛や誰かの世話をしたいという感情を起こす。女に子育てをちゃんと遂行させるのが、このホルモンの役目だ。赤ちゃんを見たとき、女性の胎内にはプロゲステロンが分泌されるが、さらに調べてみると、分泌の引き金になるのは赤ん坊の形状だということがわかった。赤ん坊は手足が短くずんぐりしていて、身体全体が丸っこく、頭と目がとびぬけて大きい。こうした特徴が、プロゲステロンの「誘発因子」である。この種の形状に対する反応はとても強く、ほんものの赤ん坊でなくても、ぬいぐるみを見てもやはりホルモンが分泌

される。だから女が欲しがるのは、テディベアや、動物の赤ちゃんを模したおもちゃであって、ひょろ長い人形には見向きもしない。テディベアを見つけた女は〔女の子も〕、大きくため息をついて「かわいい！」と抱きあげる。そういうとき、血液中にはプロゲステロンが大量に放出されている。」(注19)

さて第二に、フェミニストの主張の社会理論(社会形成論)上の最も大きな誤謬は、これまでに上述したとおり、以下のことである。

つまり、文明社会の人間にとって、「行動ルールの伝統」すなわち「文化」は、教えられ、学習されなければならないものであり、教えるはならないという思想がそもそも根拠がなく、間違っているということである。

上記のように、科学的に生物学的性差の存在が証明されている以上、フェミニストが社会的・文化的性差であるジェンダーを「教えるはならない」と説く根拠は、男性が女性を支配するためにそれらの概念や言説を作り出して、女性に押し付けたものだからという考え方からしか出てこないが、この考え方は、行動ルールの伝統という既存の男女の役割分担、諸制度、及びその傾向性や方向性を言語で表現したに過ぎない男らしさや女らしさは、誰かの理性的設計の産物ではない(理性の結論ではない)ということを見落とした誤謬である。

ハイエクはこの誤った思想的態度を「(デカルト派の)設計主義的合理主義」と呼んで徹底的に批判したのであるが、フェミニズムのジェンダー論は、近代合理主義を批判しながら、その合理主義の最大の過ち(誤謬)を自ら犯しているのである。

ハイエク曰く、

「設計主義的合理主義の誤りはデカルト主義の二元論と密接に関連している。その二元論とは、自然というコスモスの外部に立ち、あらかじめ精神(理性)を与えられた人間がその生活を営む社会制度や文化の設計をすることができる、独立に存在する精神的実体(理性)の観念のことを意味する。しかし実際には、この精神(理性)は自然・社会環境への適応であって、それ(精神、理性)が社会構造を決定する諸制度との絶え間ない相互作用のなかで発展してきたというのが真相である。精神は制度に働きかけて変更する何ものかであるとともに、制度の中で育ったのであってそれ自体(精神)がつくったのではない社会環境(文化)の産物である。精神(理性)は人間が社会の中で育み、生活を営む集団の存続機会を広げた、習慣や実践を習得した結果である。社会における生活を可能にした諸制度を設計する、(それらの外部にあって)すでに十分発達した精神(理性)という観念は、人間の進化に関するわれわれのすべての知識とは正反対である。」(注20)

つまり、フェミニズムの「男らしさや女らしさは、性差別であるから、教えるはならない」、「男性が女性支配のために創造し、女性に差別的な役割を押し付けている諸制度はすべて、廃止(中立化)しなければならない」などの主張は、科学的にも社会理論的にも誤りである。そしてこのような根拠のない誤った思想こそ、人間社会の平穏にとって有害極まりない故に、子供にも大人にも教えるはならないのである。

日本国民は、男女間の「差異等」による役割分担の必要性を認め、男女がお互いの特徴を尊重して協力し合うという正しい男女関係を取り戻す必要がある。

19世紀フランスの偉大な自由主義者であったA・トクヴィルは、主著『アメリカの民主政治』の中で次のように述べている。

人間本性は当時からほとんど変化していないから、今日の日本国民も謙虚に耳を傾けるべきであろう。

トクヴィル曰く、

「両性のそれぞれ異なっている諸特性を混同して、男女を平等なもの、似通ったものとしようとする人々がいる。彼等は両性のいずれの者にも同様に、同一の職能を与えて、両性に同一の義務を課し、そして同一の権利を与える。彼等は両性をすべての物事において、労働、歓楽、事務、そして事業において混合しごっちゃにしている。このように両性を平等化しようとするにつとめることによって、彼等は両性を共に墮落させている。そして自然の働きの、このような粗雑な無茶な混合混同からは、弱い男性と恥知らずの女性だけしか出てくることはできない」(注21)

「自然は男性の肉体的並びに精神的構造と、女性のそれらとの間に、非常に大きな相違、変化そして多様性をうちたてているので、明らかに示されている自然の目的は、男女両性のそれぞれ異なっている諸能力を異なったように使用すること…」(同)

「アメリカ人は男女の義務と権利とが、同じものであるとは信じてはいないが、男女の各々の役割に対しては、同じように尊重している。そしてアメリカ人は、男女の運命は異なっている、男女の価値は平等であると考えている。」(注22)

4-2 偽りに満ちた日本国憲法第二十四条は廃棄し、家族保護条項の創設が必要である

日本国憲法第二十四条

婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、**個人の尊厳と両性の本質的平等**に立脚して、制定されなければならない。

日本国憲法第二十四条は、仮想上の平等である「両性の本質的平等」と偽りの個人主義の「個人の尊厳」という規定のために、実質上の「家族破壊規定」となっている。

「両性の本質的平等」は自然の摂理による「差異等」の否定であり、またそのことが、人類が生物学的性差に接木して発展させてきた行動ルール(文化)の伝統---文化的な男女の役割分担---の根幹部(接木部分)の存在否定となっているのである。

すなわち、「両性の本質的平等」とは、人間の真実に反する虚偽規定である。

また、上述のとおり、真の個人主義は、個人が大きな社会の一員であると同時に家族の一員でもあることの価値を肯定し重視するものである。「個人の尊厳」とは、社会の一員としての個人が追求する自由、諸権利および名誉などを政府が守り尊重することであり、私的な中間組織としての家族の成員間の関係に適用されるべきものではない。つまり、家族の成員

間に対する「個人の尊厳」の適用は、家族の紐帯・絆を強化するのではなく、分断・解体する効果を持つのである。

平等は、家族（中間組織）を解体し、アトム化した個人から成る社会を無政府状態へと至らしめ、終局的には諸個人が政府権力に隷属させられる全体主義体制へと導くのである。

このように、憲法第二十四条は、“憲法原理”というよりはむしろ「家族の廃止」に繋がる「共産革命の教理」であり、（憲法を改正する際には）まるごと廃棄して、“家族保護条項”を創設する必要がある。

4-3 男女共同参画社会基本法も、即座に廃止しなければならない

男女共同参画社会基本法

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の**個人としての尊厳**が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が**個人として能力を発揮する機会が確保されること**その他の**男女の人権**が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における**制度又は慣行**が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して**中立でない影響を及ぼすこと**により、男女共同参画社会の形成を**阻害する要因となるおそれがあること**にかんがみ、社会における**制度又は慣行**が男女の社会における活動の選択に対して**及ぼす影響をできる限り中立なものとする**ように配慮されなければならない。

「男女共同参画社会基本法」は、その第三条において憲法第二十四条の「両性の本質的平等」と「個人の尊厳」を、日本語としては極めて不自然な表現の「男女の個人としての尊厳」、「男女の人権が尊重される」に集約させている。「男女」に付属する「個人」や「人権」という用語の使用によって、日本国民を男女の性差のないヒト（アトムの個人）に貶めている。

さらに、第四条では、第三条で規定した「性差のないアトムの個人」を前提として日本国の制度や慣行を「できる限り中立なものにする（＝社会における男女の役割分担を解体する）」と規定するのであるが、上述のとおり、これらの規定が目指す目的（男女の事実上の平等社会の達成）自体が科学的、社会理論的に誤謬・無根拠であると判明しているのである。

よって、男女共同参画社会基本法は、正当な根拠なく、社会を解体する共産革命法であり、即刻廃止されなければならない。

ちなみに、この法律の用語である「男女共同参画」とは、立法作業に関わったフェミニストの著書等によれば、「ジェンダーの平等を超越して、ジェンダーの解消・解放（ジェンダー・フリー）を志向すること」を意味している。

そしてこの「ジェンダー・フリー」という用語が日本国内で最初に使用されたのは、東京女性財団のパンフレット『Gender Free』（1995年）においてであり、用語の引用元は、米国ニューハンプシャー大学の教育学教授バーバラ・ヒューストンの論文「公教育はジェンダー・フリーであるべきか？」（1985年）であった。

ところが、モンタナ州立大学社会学・人類学部の山口智美准教授（現在）が当時調査したところによると、バーバラ・ヒューストン教授はこの論文の中で、ジェンダー・フリーを「ジェンダーに無関心であること」という意味で否定的に使用し、ジェンダー・フリー（無関心）は男女平等に反するものであり、「ジェンダー・センシティブ（敏感であること）」が重要だ、と提唱していたというのだから驚きである（注23）。

すなわち、日本国内で使用されている用語「男女共同参画」や「ジェンダー・フリー」の定義（意味）は、日本人フェミニストが外国文献を誤読、または意図的に曲解したことに基づく独断的創作品の可能性が濃厚なのである。

なお、東京都では2004年8月にこの用語をめぐる誤解や混乱の状況を踏まえ「ジェンダー・フリー」という用語を使わないと発表した。

また2004年4月に内閣府は「ジェンダー・フリー」は男女共同参画社会が目指すものではない、そして地方公共団体についても条例等を制定する場合にはあえてこの用語を使用しない方がよいのではないかと、という見解を示している。

しかしそうであるならば、「男女共同参画社会基本法」の制定過程の有識者会議等において、「ジェンダー・フリー社会」を明確に志向していた事実に加えて、法律第三条、第四条において、その志向性が実質的内容として規定されていることを踏まえれば、この法律もまた即座に使用停止（すなわち「廃止」）しなければならないはずである。

4-4 男女平等政策の帰結（真の狙い）は、日本国における共産主義革命である

文明社会（国家）の法とは、その社会（国家）の行動ルールの伝統の一形態である。その法の下において、男女各々に、自らの目的のために自らの知識を利用することが許されている自由社会では、人々の行動の結果（地位や報酬）を平等にすることは誰にもできない。そうした自生的な社会構造は誰かの理性的設計の産物ではないため、誰もその詳細のすべてを知り得ないからである。

共産主義者（社会主義者）は、自由主義社会の法の下での平等を拒否し、政府当局が正しいと考える分配パターン（例えば、平等な地位や報酬）を恣意的な権力の強制によって実現することを社会的正義（分配的正義）と考える。自由社会における結果の不平等は、誰かの恣意的な決定や操作の結果にちがいないという誤った思い込みが、彼らに結果の平等を要求させる根拠となっているのである。

しかし、生得の「差異等」に加えて、周囲の物理的・社会的環境もそれぞれ異なる人々に、地位や報酬の平等を保障しようとするれば、政府は人々を不平等に取り扱う必要が生じる。そしてこの目的を達成する必要から、個々人は政府権力（当局）の恣意的な命令に従属させられることになる。法の下での平等は自由と共存し得るが、平等な地位や報酬の政府への要求は、政府当局への平等な隷属に帰する。つまり、平等な地位の要求は、全体主義（共産主義・社会主義）権力をもった政府によってしか満たされないのである。すなわち、男女（としての個人）の平等な地位の要求は、政府権力を全体主義（共産主義・社会主義）権力に変更せよという要求と同値となるのである。「男女の事実上の平等」、「男女の本質的平等」の要求の本質（隠された狙い）は、政府権力を全体主義権力にすること---すなわち、行政主導の共

産主義革命の遂行---にあるのである。

ハイエク曰く、

「社会主義者が目指す分配的正義は、法の支配とそれが保障しようとする法の下での自由とは相容れない。分配的正義の諸ルールは対等な者に対する行動のルールではあり得ないのであり、目下の者に対する目上の者の行動ルールにならざるをえない。・・・ある**共産主義者**は社会主義を本気で取り上げるかぎり、**共産主義は、(自由主義の法に対する)社会主義法の勝利を意味するのではなく、法(そのもの)に対する社会主義の勝利(=法の消滅)を意味するのである。なぜなら、敵対する利害を持つ階級の消滅とともに法は全く姿を消すであろうから**」と公言していた。・・・公法は私的市民の行動ルールからなるのではなく**官僚のための組織のルールからなるのであるから、(自由主義の)交換的正義から(共産主義・社会主義の)分配的正義への移行は私法を徐々に公法に置き換えていくことを意味する**」(注24)

上の引用の太字部において、「共産主義(社会主義)者」をフェミニスト(女性)、「敵対する利害を持つ階級」を男性と置き換えれば、男女の性差の消滅(=女性の勝利、男性の消滅)とともに自由主義社会の法そのものが消滅し、政府(男女共同参画局などのフェミニスト官僚やその御用学者ら)の恣意的命令のみが国民のルールとされる**共産主義社会**が誕生するという運びであろう。

4-5 世界フェミニズム革命は、人間の改造・社会の改造による世界共産革命である

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約): 抜粋

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(d) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(d) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

第17条

1. この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第18条

1. 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2. 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

日本国の男女共同参画社会基本法は、国連＞経済社会理事会＞人権委員会＞婦人の地位委員会が起草した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下：女子差別撤廃条約と表記する）」に対応して制定された法律である。

国連憲章は、第一条及び第二条において、国家の「自決の原則」および「主権」を認め、国連の加盟国に対する内政不干渉の原則を規定している。

つまり、国家主権を有する日本国における、家（家族）、婚姻、育児、信仰、その他に関する行動ルールの伝統（慣習、法、道徳、および諸制度）は、日本国の祖先が長い歴史をかけて築いてきた固有の自生的制度（形成物）であり、それを破棄して国連人権委員会とフェミニスト国連職員の発案した、人類史上最も怪奇な「男女の事実上の平等（真のジェンダーの平等）」や「性差を剥奪された（偽りの）個人」などの抽象概念に基づく制度に改造する命令を受け入れる義務などない。

また、これまで述べたとおり、“真の個人主義”と“真の自由社会”は、歴史的に形成された行動ルールの伝統を国民が遵守することにおいてのみ、達成され維持されるのである。

そして国家の自生的な行動ルールの伝統を伴わない、国連人権委の「男女の事実上の平等」の理念を受容し日本国に実現しようとするれば、日本国民は裸の個（アトム）に分解し、政府権力（フェミニスト官僚や御用学者）の恣意的命令のみが国民生活のルールとなり、日本国の法と自由は消滅して、全体主義（共産主義）に至る。実際、現在の日本国内では、男女共同参画社会基本法に基づく「人権行政」と「フェミニズム行政」は、猛烈な勢いで個人の自由権と人格を侵害しつつある。

女子差別撤廃条約の第一条は女性差別の具体的定義になっておらず、これではフェミニストの「恣意」によって、何でも「差別」と規定（断定）できる可能性があるだろう。第二条(d)、第五条(a)は、上記のとおり、日本国の行動ルールの伝統（憲法・法）に対する珍奇な抽象概念を用いた破壊攻撃であり、内政干渉も甚だしい。日本国の二千年以上にわたる祖先の経験知の蓄積を、そのような抽象概念に置き換えよ、などと命ずるのは、日本国と日本国民の歴史と尊厳に対する愚弄であろう。また、第十七条の「女子差別撤廃委員会」への第十八条「対策措置の報告」という規定に基づいて、この「女子差別撤廃委員会」が、世界フェミニズム

革命、つまり正確には、「人間改造・社会改造による世界共産革命」の総司令部---かつてのコミンテルン本部（ソ連共産党国際部）のような---となっているのである。

この女子差別撤廃委員会を総司令部とする世界共産革命は、名目上の「女子差別撤廃」を梃子として、

- (1) 墮胎（妊娠中絶）の権利の世界各国に対する要求による宗教信条の破壊
- (2) 家・家族の価値を尊重する精神・宗教的信念を攻撃することによる家族の解体
- (3) 家・家族内での「夫婦別姓」や「子供の権利（自立）」の強調による親子の絆の解体
- (4) 男女一対の家庭のみでなく、同性婚なども家庭と見なすことで、家庭から出産（繁殖）と育児の概念を切断し、男女一対の家庭の解体

などの好き放題の革命命令を世界各国の前衛組織に対し指揮しているのである（これは文字通り「世界共産革命」と呼ぶ以外にあるまい）。また、彼らはこうした革命---各国の諸制度の破壊すなわち国民の平穏な生活の破壊---を「政治的正しさ（political correctness）」とか「社会的正義」と称して自画自賛しているのだから、全く驚きである。

エドモンド・バークの信奉者である私はここでははっきりと断言しておくが、この女子差別撤廃委員会の思想及び手法は、善でも正義でもなく、悪であり不正義である。

男女の平等は、あくまでも国家の行動ルールの伝統を改善・改良する仕方で慎慮の上に調整を重ねて行くべきものであり、行動ルールの伝統を破壊して、それを抽象概念で置き換えるような仕方で---すなわち、日本国民がその下で現在享受している行動ルール、自由、繁栄、平穏を全面的に破壊するような強制手段によって---急進的に成し遂げるべきものではない。

なお、「性的マイノリティー」に対する差別という思想については、本論文では次の事実を明記するだけに留めておく。

つまり、いかなる種類の性的マイノリティーであっても、性的マジョリティーとしての（男女間）異性愛の存在なくして、決して存在し得ないという事実（これは両者の数量の多寡の問題とは無関係に自然の摂理である）がある限り、両者の関係は決して対等であるとは言えないということである。

すなわち、多数者である異性愛者は、LGBTなどの性的マイノリティーに対して寛容であらねばならないが、後者による、出産（繁殖）と育児の機能を有する婚姻と家族の伝統（特権）に対する破壊活動に対しては、前者は徹底的に闘う権利を持つのである。

なお、少数者の権利に対する多数者の寛容に対し、少数者も多数者の権利（特権）を侵害しないという配慮で応じる相互共存の関係こそ、人類が成し得た美徳ある自由の最高形態であって、我われは、両者の対立を煽る一部の運動に騙されて、この平穏な共存関係を安易に破棄してはならない。

【参考資料】

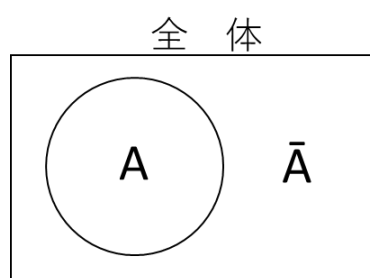
1. 「矛盾」という用語の定義について

矛盾の論理的な定義は、次のとおりである。

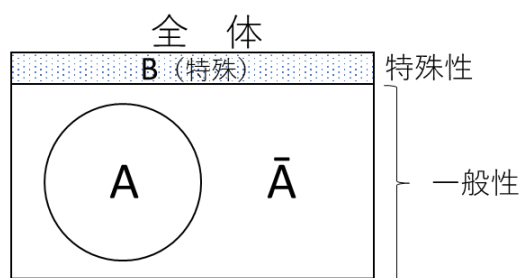
矛盾律： $A \neq \bar{A}$ (Aは、Aでないもの、ではない。別の言い方では、Aが、Aでないもの、であることは、矛盾であり、現実には存在し得ない。)

つまり、この世界の事物に差異や区別が存在する (Aと \bar{A} が存在する、区別される) こと自体は、この世の矛盾でも何でもないのであり、 $A = \bar{A}$ であるものが存在すると述べる (主張する) ことが矛盾なのである。

例えば、人間が男性 (A) と女性 (\bar{A}) が存在し、区別されうることは、矛盾ではないが、A (男性) = \bar{A} (女性) であるものが存在すると主張することが矛盾なのである。



区別は矛盾ではない。



ごく少数の例外 (特殊) があっても矛盾ではないし、一般性は必ずしも覆らない。

なお、Aと \bar{A} とが価値的序列を伴う場合でも、必ずしも「矛盾」であるとは言えない。また、「矛盾」が止揚してジンテーゼが生じるとする「弁証法」の命題は、「矛盾」と「止揚」の定義を明確にしない限り、真なる命題であると判断できない。

2. 区別 (distinction) と差別 (discrimination) について

一般論として言う、「区別 (distinction)」は、価値観が不在の並列的な分離・分類 (紙幣とコイン、車と自転車、日本国と米国、数学と英語 etc.) を意味し、「差別 (discrimination)」は、古来不変の真理的価値観を根幹とする指標に従って“上に仰ぎ見るもの”と“下に蔑み除外するもの”とを峻別すること (または、その判断能力のこと) を意味する。

この意味での「差別 (discrimination)」は、二種類に区分される。

I類は、善／悪、美／醜、真／偽、正義／不正義の峻別であり、**II類**は、音楽、絵画、バレエ・演劇などの芸術およびスポーツ等における優劣の峻別である。

容易に理解できるように、これらの「差別 (峻別)」なしでは文明社会の人間の高貴性は一切成り立たない。

「差別」という用語を「蔑視」とか「不当な扱い」とかの負の語彙でのみ使用するの、言葉の一面的で偏狭な使用法である。

※ 「2. 区別と差別について」は、「中川八洋特別ゼミ資料」からの引用である。

3. 男女の性差に関する科学的事実について

男女の生物学的性差（性別）や社会的・文化的な性差（性別）について、科学的に判明している事実のいくつかを、再びアラン・ピース／バーバラ・ピース『話を聞かない男、地図を読めない女』から引用する形で列挙しておこう。

但し、その正確な意味は同書を読んで確認すること。

「私たちの思考や行動を決めるのは、胎児期に作られる脳の配線と、ホルモンの働きである。」
(25 頁)

「男女平等は政治や道徳の話、男女の本質的な違いは科学の次元である。」(26 頁)

「男と女は生物学的に異なる生き物としてつくられているらしく、社会が決まりきった役割を押し付けているわけではなさそうだ。つまり男女の違いは、脳の回路の違いなのである」(31 頁)

「(非文明的なアポリジニー、マリオ族、イヌイットたちの社会では) 誰もが自分の役割を承知し、理解している。男は女の価値を、女は男の価値を認めていて、家族が生命を維持して栄えるために、おたがい肩代わりできない貢献をしていることがわかっている。しかし文明化した現代社会に生きる男女は、古来からのルールをどこかに置いて来てしまった---あとには混沌、とまどい、そして不満だけが残されたのである。」(35~36 頁)

「いくら同じように育てているつもりでも、男の子と女の子の考え方に大きな隔たりができることは、科学が証明している。神経学者や脳の研究者はこぞって、その原因はホルモンにあると断言する。」(81 頁)

「男性ホルモン、とくにテストステロンは、男を狩りに向かわせ、獲物を殺させる攻撃的なホルモンだ。男にひげが生え、髪が薄くなり、声が低くなり、優れた空間能力が持てるのはテストステロンのせいである。」(220 頁)

「(なぜ人間は結婚しようとするのかという) 疑問の答えは二つある。ひとつは、満ち足りた結婚生活を続けることが、健康で幸福な子供を育てるいちばん確実な方法だから。そしてもうひとつは、結婚がもたらしてくれる癒しの効果だ。目が回るスピードで進む日常生活の中で、結婚生活は嵐の中の避難港のような役割を果たしてくれる。結婚生活が営まれるところは<家>であり<家庭>でもある。そこはストレスから逃れて休息を取り、英気を養える場所なのだ。」(305 頁)

「私たちは、先進六カ国から集まった会議参加者のペー万人以上を対象に、政治的な正しさを追求する風潮についてアンケートを実施した。すると男性の98%、女性の94%が、政治的な正しさは抑圧的な概念であり、言葉狩りにあっているようで自由にものが言えないと感じていた。性別に関する政治的な正しさというのは、性差別的な態度や言葉づかい、男女の不平等を改めて、女に等しく機会を提供するのがねらいだった。女は男に抑えつけられているというのが、その前提としてある。しかしアンケートの結果からもわかるように、政治的な正しさの概念は多数の支持を受けていない。果たしてうまくいくのだろうか？科学の答えはノーである。男と女は100万年かけて今の姿に進化してきた。<政治的に正しい>状況に見合った姿に変わるには、あと100万年かかるだろう。今人類が抱えている最大の問題は、いくら高邁な理想や概念を掲げて

も、しょせん 100 万年先の話でしかないということだ。」(338～339 頁)

「男と女はもとの作りが違っている。この事実を認めようとせず、勝手な期待を相手に押し付けると、男女関係は暗礁に乗り上げる。人間関係で降りかかるストレスのほとんどは、男と女は全く同じで、同じような欲望や衝動を持ち、大事に思っていることも同じだという間違っただ認識が原因になっている。今の社会では、子供を性の区別なく育て、男女は全く同じだと教えている。こういう教育は、長い人類の歴史でも過去に例がない」(341～342 頁)

5 自然人の人權（人間の諸権利）と文明人の諸権利とは両立不可能

文明社会の人間の諸権利は、自然社会の自然人の「放縦」や「欲望」という意味での「人權（人間の諸権利）」とは異なるものであり、人間は両者を同時に享受することはできない。

これまでに述べたとおり、人間は長い年月をかけて行動ルールの伝統---慣習、法、道徳、および諸制度---を發達させてきた。そして、それを遵守することによって、生命／安全、私有財産、および自由と諸権利が保障されうることを見出したのである。そしてこの過程において、自然人の持つ「人權（人間の諸権利）」を制限・限定する必要が、文明の人間に生じたのである。

すなわち、人間が文明社会を形成できたのは、諸個人が行動ルールの伝統の遵守に暗黙的または明示的に合意した結果であるから、文明社会におけるあらゆる政治的權威や権力は、その合意によって制限・拘束される。それ故に、法のない社会が先に存在し得て、その社会に生じた權威や権力は、何の制限も受けずに、恣意的な命令や立法を行ってよいと考えるのは誤りである。

つまり、君主または議会の立法権は、行動ルールの伝統に関する合意によって常に制限・拘束されるのである。それ故、文明社会の人間には、無制限の放縦（の自由）はあり得ないし、政府（統治者）には、無制限の立法権は存在しないのである。

保守主義の父である英国のエドモンド・バークは、名著『フランス革命の省察』の中の有名な一節で、人間の眞の諸権利について、次のように論じている。

少し長いが、重要な部分なので引用する。

バーク曰く、

「私は人間の**眞の諸権利**を理論上、決して否定しませんし、まったく同様に実際問題として、それを拒否する〔もし私に与えたり拒否したりする力があればですが。〕気持ちもまったくありません。彼らの誤った権利の主張を否定することによって私は眞の権利、すなわち彼らの偽りの権利によって全面的に破壊されるであろうような権利を傷つけるつもりはありません。もし、文明社会が人間の利益のために形成されたとすれば、文明社会の形成目的であるすべての利益が人間の権利となります。それは恩恵の制度なのであり、法それ自体が一定の規則によって作用する最良の恩恵なのです。**人間にはその規則に従って生きる権利があります。**人間は、同胞たちの中にある時には同胞たちが政治的職務にあるか普通の仕事にあるかに関わりなく、公正に扱われる権利を持ちます。彼らは、自分の勤勉の成果に対する権利と勤勉をやり多しものにする手段に対する権利とを持ちます。自分の両親が獲得したものに対する権利、自分の子孫を養育し向上させる権

利、人生を導く教えと死に際しての慰めを得る権利とを持ちます。そして各人は、他者を侵害することなく単独になし得ることは何でも自分でそうする権利を持ちます。そして各人は、社会が技能と力のすべてを結合して各人のために提供できるものすべてについて、公正な取り分を要求する権利を持ちます。この各人の協力関係の中で、すべての人間は等しい権利を持ちます。しかしそれは、等しい物品についての権利ではありません。その協力関係の中で五シリングしか出資していない人は、その五シリングに見合った権利を持っており、それは、五百ポンドを出資している人が、より大きな彼の出資割合に対して権利を持つと同じです。しかし、各人は共同資本の生産物について、等しい分け前を受ける権利を持ちません。そして、国家の運営において各個人が持つべき権力、権威、および指揮権の取り分について言えば、私は、それが文明社会の人間が持つ直接的な原初的権利の中に含まれているという考えを否定しなければなりません。なぜなら、私は文明社会の人間のことを考えているのであり、その他のものを考えているのではないからです。それは慣習によって決定される事柄なのです。

もし、**文明社会が慣習の所産であるならば、その慣習がその社会の法であるはず**です。そして文明社会の下で形成されるあらゆる種類の憲法を制限し緩和するのは、その慣習によらなければなりません。**あらゆる種類の立法、司法、行政の権力は、慣習によって造られた物**です。それらは、他のどんな事情によっても存在し得ません。とすれば、文明社会の慣習の下において、その存在すら前提としないような諸権利、つまりそれと決定的に矛盾する諸権利を一体誰が主張できるでしょうか。人間を文明社会へと導き、かつその基本法となる最初の誘因の一つは、**何人も自分自身の訴訟事案における裁判官であってはならない**、ということです。これによって、各人は即座に、文明化していない人間が持つ第一の基本権、即ち自分自身の訴訟事案を自ら裁き、かつ弁護する権利を**放棄**します。彼は自らの統治者としてのすべての権利を**放棄**します。彼は第一の自然権である自己防衛の権利を、包括的に、大部分放棄します。**人間は、非文明的状態と文明的状態の諸権利を同時に享受することはできません**。人間が正義を手に入れることができるのは、自分にとって最も不可欠なものを決定する権利を完全に放棄する時なのです。人間が幾らかの自由を確保することができるのは、自由全体を信託に付して譲渡する時なのです。

統治は自然権を根拠として構成されるものではありません。自然権は統治とは全く独立に、そして、遥かに大きな明晰さと遥かに高度の**抽象的完全性**で存在し得ますし、また実際に存在します。しかし、その**抽象的完全性はその現実的欠陥**です。自然権は、すべての物に対して権利を持つことによって、すべての物を要求します。統治とは、人間の必要物を提供するために人間の智慧が考案したものです。人間は、こうした必要物がこの**智慧によって提供されなければならない**と言う権利を持つのです。そしてこの必要物の中には、文明社会から生まれる必要である、**自らの情念を十分に抑制する必要**を含めなければなりません。社会は、諸個人の情念が抑制されなければならないことを要求するだけでなく、個人の場合と同じく集団や組織としても、人間の性向はしばしば遮られ、意思は制御され、情念は克服されるように求めます。こうしたことは、必要そのものから生じる権力によってのみ為し得るのであり、制御したり抑制したりすべき意思や情念の支配下にある権力機能を行行使することによっては成し得ないのです。この意味において**人間と人間の自由とに対する抑制はどちらも人間の権利に含められるべき**なのです。しかし、自由とその抑

制は時代と環境によって異なり、無限に改良する余地があるので、それらはどんな抽象的規則によっても、固定され得ないのです。そのような抽象的原理に基づいて人間の諸権利を論じることほど愚かなことはありません。」(注25)

また、ハイエクは次のように述べている。

ハイエク曰く、

「われわれが社会と呼ぶあの秩序だった諸関係の中で人間集団が生活を共にできるのは、個々人が一定の共通のルールを守る結果としてであるにすぎない。…立法権はいくつかの共通ルールの承認を前提としている。そして、立法に権力を与えるそのようなルールはまたその権力を制限するであろう構成員がある程度一致する意見をすでに持っていないかぎり、どんな集団でも明文化されたルールに合意するとは考えられない。そのような意見の一致は…明文化された正しい行動のルールに関する明示的な同意に先行するものでなければならない。」(注26)

文明人の諸権利に関する上記内容を日本国に適用した場合に得られる帰結の幾つかを以下に挙げておこう。

- 日本国の統治形態は二千年の伝統・慣習に照らして、世襲の立憲君主政体である。
日本国の天皇の世襲制度(旧慣)を明文化した皇室典範は法である。
この日本国の統治形態は、二千年の時効の憲法であるから、未来永劫、変更できない。
- 日本国の明文憲法の条文は、この上位の不文憲法によって制限・拘束される。
- 国会の立法権は明文憲法と上位の不文憲法の両者によって制限・拘束され、これらを超越する立法権を持ち得ない。また、行政権・司法権に属するすべての政府機関および地方自治体等もまた、法の支配の遵守を義務づけられる。
- すべての日本国民は、法を遵守する義務と一体のものとして、法の下に(法によって)自由と諸権利を保障されるのであるから、法を超越する(法を遵守しない)無制限の「主権」や「放縦の自由」を所有し行使することはできない。
ゆえに「法の支配/立憲主義」と「国民主権/主権者教育」は矛盾し、両立し得ない。
- すべての日本国民は、自然人のみが持ち得る「自分自身の訴訟事案の裁判官である権利」、「自分自身の統治者である権利」を放棄して、それを日本国の司法(裁判官)に信託譲渡しており、司法に委ねられるべき事案を、個人が私的に裁く行為は許されていない。自己の罪に対しても、他者の罪に対しても同様である(マスメディア上でもインターネット上でも同様である)。
- 人権(人間の権利)の概念からは、文明人が持つ道德(美德)を尊重する感情は生じない。それ故に、道德(美德)を教えない、あるいは蔑視さえする「人権教育」は行動ルールの伝統を遵守する義務を教えない。結果として、人権施策の推進は、法によって保護された日本国民の自由と諸権利を破壊するに至る。有体に言えば、(道德を排除する)人権とは、自分の権利の槍を振り回せとの教えであり、道德(美德)とは、自分の権利の槍を鞘に収めよとの教えである。従って、道德を教えない人権教育も、人権との区別

がなされていない道徳教育も、共に有害である。

パーク曰く、

「そもそも人間にはどんな場所でも自己の好むまま何の道徳的抑制もなしに行動する権利がある、という考え自体が全くの間違いである。人間は決してお互いが全く独立した状態に生きてはいない。我われの本性はこのような条件を有せず、特定個人が長い一連の行動を追求する場合には必ず周囲の関係者への何らかの影響を生むゆえに彼は自己の行動への一定の責任を負う結果となる。我われが相対的に立っている状況がこの責任についての規則と原理を作り出し、その行使に際して慎慮への指図を定める。」(注 27) (『パーク政治経済論集「フランス国王弑逆の総裁政府との講和商議についての一下院議員への手紙」』、法政大学出版局、915 頁)

6 結び

文明人は、物と物との関係、人と物との関係、人と人との関係が煩雑かつ重層的に絡み合う複雑な社会に生きている。それ故に、知っていること（知り得ること）はほんの僅かであり、多くの知らないこと（知り得ないこと）に対処するために行動ルールの伝統、すなわち文化を発達させる必要があったのである。

社会的・文化的な性別とその役割分担は、人間が文化的に進化して行く過程の中で、生物学的な性別機能に接木する形で自生的に形成されたものであり、決して歴史上の特定の個人や集団による理性的設計の産物ではない。

それ故に、フェミニストが言うように、男性が女性を支配するためにつくり出し、女性に押し付けたものではあり得ないのである。

どの時代の人間（男女）であれ、自分の人生行路を歩むためには行動指針が必要であり、行動ルールの伝統としての社会的・文化的な性別の役割分担を学び、身に付けなければならぬのである（現実の必要がそれを要求するのである）。

勇気を奮って一貫して日本フェミニズムと闘いながら、しかも男女の真の幸福について説かれてきた、林道義 東京女子大学名誉教授（日本ユング研究会会長）に敬意を払いつつ、著書『家族を蔑む人々』から次の一節を引用したい。

林道義曰く、

「要するに、ジェンダーすなわち文化的に培われてきた性差は人類の大切な文化的遺産であり、人間にとって必要な智慧の結晶である。

男女の区別を教え、男は男としての、女は女としての、感じ方や行動をとれるようにしてやることは、人類が生きていくために絶対に必要なことである。男子を男らしく、女子を女らしく育てないと、カップルを作ることもしなかつたり、性行動を取ることもできなくなる恐れがある。とくに男子の場合には、心理的に去勢されてしまい、男性の本能行動にとって必要な積極性を失ってしまう者が出てくる可能性がある。

したがって、ジェンダーからフリーになるろうとするのは大きな間違いであり、ジェンダーは人間にとって必要な文化なのである。ジェンダーという男女の区別を示す文化は、身体的本能的な区別をもとに文化的な具体化と洗練化の結果でき上がったものであり、生得的な部分と後天的な発

達とが結合したものである。たとえば、〈男らしさ・女らしさ〉は生得的なものであるが、どういう具体的性質を〈男らしい・女らしい〉と考えて発達させるかは、それぞれの文化によって異なる。しかし、文化的必要物であることに変わりない。これを文化的につくられたものだという理由で否定するのは、かつての中国の〈文化大革命〉〔という名の文化破壊〕と同じ過ちを犯すことになるだろう。

整理すれば、フェミニズムは二つの点で根本的な間違いを犯している。第一は〈性差は文化によってのみでき上がる〉と考えている点。第二は〈文化的性差はなくすべきだ〉と考えている点である。」(注28)

また、生物学や脳科学などの諸科学は、人間が母親の体内にいる胎児期に、すなわち出生後に社会的・文化的な性別を学習するより前に、男性ホルモン等の作用によって生物学的性別が決定される仕組みを解明している。

以上の見地からすれば、フェミニストの言説の中には、科学のおよび社会理論(社会形成論)的な真実性はほとんどないと言える。

とすれば、「社会に男女の事実上の平等を達成すべきだ」というフェミニストの主張の妥当性が、俄かに崩れ去るであろう。

それ故に、私は、現在の日本国において、内閣府男女共同参画局を司令塔として行われている「男女の事実上の平等」を目指す過激な「男女共同参画行政」をすべて一端中止し、行政の内容の点検と改廃を行う必要があると考える。

この方法の案として以下の手法を示し、本論文の結びとしたい。

(1)日本国は、女子差別撤廃条約からの即時脱退し、男女共同参画社会基本法を即時廃止し、女性活躍推進法(=民間企業への強制法)を即時廃止すること等を与党自民党が真剣に議論し、実行すること。

(2)日本政府の中にありながら、過激なフェミニズム革命(共産革命)の司令塔となっている「男女共同参画局」を即時廃止し、地方自治体の男女共同参画条例の内容点検および行政組織の抜本的な縮小または廃止を検討・実施すること。

(3)フェミニズム理論家の著作にある言説について、科学的・社会理論的な真実性検証し、真実性がない言説および革命教理的な言説については、行政は決して政策化しない方針を政府が明確にすること。

(4)女性差別やセクシャルハラスメントとは言いがたい正当な反フェミニズムの言論を行う人々に対する、マスメディアやインターネット上での集团的、組織的な言論ファシズム攻撃を規制する罰則規定ある法律を政府が検討すること。

(5)これまでに、保育園、小中学校義務教育課程、高等学校教育課程、大学教育課程等に組み込まれてきたジェンダー・フリー(名称がジェンダー・イクウォリティーでもジェンダー・バイアスなどと違って同様の)のカリキュラム---男女混合名簿、教科書・入試問題・服装・制服デザイン等々におけるジェンダー・チェック、運動会や体育大会での男女混合競技、過激な性教育、セクハラアンケート、男女同室着替え、男女同室合宿・・・等々---の一切合

切について検証し、無根拠、不必要なものは廃止すること。

今回の論文では、理論面を中心的に扱ったため、ジェンダー・フリーのカリキュラム各論の詳細やフェミニストの個々の著作内容に対する議論まで踏み込めなかったが、いずれ本論文の第二弾として論文掲載する計画である。

平成 30 年（2018 年）7 月 5 日

Kentarou Ichimura.

【引用文献一覧】

1. 『バーク政治経済論集「新ウィッグから旧ウィッグへの上訴」』、法政大学出版局、688～689頁、英語原文からの邦訳修正：私
2. M&R・フリードマン『選択の自由』、日本経済新聞社、18～19頁、〔 〕内：著者、囲い：私
3. 同、20頁
4. 『ハイエク全集Ⅰ-8「法と立法と自由〔Ⅰ〕』』、春秋社、22～23頁、（ ）内：私の補足
5. 『ハイエク全集Ⅱ-1「致命的な思い上がり』』、春秋社、26～27頁、（ ）内：私の補足
6. 『ハイエク全集Ⅱ-4「哲学論集』』、春秋社、101～102頁
7. 同、112～113頁、〔 〕内：著者
8. 『法と立法と自由〔Ⅲ〕「自由人の政治的秩序』』、春秋社、212頁
9. 同、214頁
10. 『ハイエク全集Ⅱ-1「致命的な思い上がり』』、春秋社、28頁
11. カール・ポパー『推測と反駁』、法政大学出版局、211頁
12. 同、212頁
13. 中川八洋『国が亡びる「教育・家族・国家の自壊』』、徳間書店、136頁、〔 〕内：著者
14. 同、127頁
15. 中川八洋『国民の憲法改正「祖先の叡智・日本の魂』』、ビジネス社、126頁
16. 中川八洋『国が亡びる「教育・家族・国家の自壊』』、徳間書店、131頁、〔 〕内：著者
17. 『ハイエク全集Ⅱ-1「致命的な思い上がり』』春秋社、21～22頁、〔 〕内：著者、（ ）内：私の補足
18. 『ハイエク全集Ⅱ-1「致命的な思い上がり』』、春秋社、199頁、（ ）内：私の補足
19. アラン・ピース／バーバラ・ピース著『話を聞かない男、地図が読めない女』、主婦の友社、215頁
20. 『ハイエク全集Ⅰ-8「法と立法と自由〔Ⅰ〕』』、春秋社、26～27頁、（ ）内：私の補足
21. トクヴィル『アメリカの民主政治〔下〕』、講談社学術文庫、376頁
22. 同、381頁
23. この詳細に関しては、山下悦子『女を幸せにしない「男女共同参画社会』』、洋泉社、60～65頁を参照されたい。
24. 『ハイエク全集Ⅰ-9「法と立法と自由〔Ⅱ〕』』、春秋社、121頁、**太字**および（ ）内：私の補足
25. バーク『フランス革命の省察』、みすず書房、75～77頁対応、英語原文からの邦訳修正及び**太字**：私、〔 〕内：著者）
26. ハイエク『法と立法と自由』、春秋社、128～129頁、**太字**：私
27. 『バーク政治経済論集「フランス国王弑逆の総裁政府との講和商議についての一下院議員への手紙』』、法政大学出版局、915頁
28. 林道義『家族を蔑む人々』、PHP、48～49頁、〔 〕内：著者